

## 第16回入善町農業委員会議事録

平成27年11月4日午後1時30分から第16回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 17名

2番 中島茂樹	3番 笹原信一	4番 塚田周一	5番 長田昭
6番 柳澤勝譽志	7番 寺崎敏明	8番 鍋嶋太郎	9番 紺田與規一
10番 愛場正利	11番 窪野俊和	12番 酒井良博	13番 松原二美榮
14番 上島幸夫	15番 松澤孝浩	16番 市森孝義	17番 中島由起子
18番 手塚喜志子			

欠席委員 1名

1番 綿利秋

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会 事務局長	真岩芳宣
入善町農業委員会 主幹	板倉晴
入善町農業委員会 主任	上田安彦
入善町農業委員会 主事	上田敬章
入善町農業委員会 主事補	金山久徳

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第55号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第4	議案第56号 農用地利用集積計画の決定について
日程第5	議案第57号 農用地利用配分計画案に意見を付す件

議長（鍋嶋 太郎）

皆さまご苦勞様です。本日は大変良い天気になりました。農作業も一段落したところかと思えます。これからは、段々と寒くなっていく時期となりました。

さて、先日、富山県農林水産部長へ富山県農業会議として政策提案を提出して参りました。従来の内容に追加して、TPP大筋合意について、農家のこれからの不安の思いと、農地中間管理事業について、単に農地集積を進めるだけでなく、土地改良事業をより活用した政策を要請してきました。

また、その後の雑談の中で、国は農地の集積を更に進めることを強調しておりますが、多様な農業者への対応が、農業委員会としては必要ではないかと話してきました。12月の全国農業委員会会長大会でも強調して参りたいと考えているところであります。

本日から、新たな農業委員さんも加わりますので、この後、あいさつをお願いしたいと思います。

それでは、本日もよろしくお願ひいたします。

事務局

それでは、入善町議会の委員構成の再編により、11月1日から任期となります、松澤委員よりごあいさつを賜りたいと思います。

松澤委員

事務局よりご説明のとおりですが、この度、議会推薦の農業委員ではございますが、自分の分野を活かしながら頑張りたいと思っております。冒頭に会長のあいさつにもございましたが、T P Pの影響、農業従事者の高齢化といった、課題が山積する中で、農業委員会が果たさなければいけない役割というのはとても重要と考えておりますので、皆様方のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは第16回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第5終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。16番 市森委員と17番 中島由起子委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第3、議案第55号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第55号、農地法第5条の規定による意見進達について。次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請があります。

申請番号1番、申請地は、入善町上野〇〇、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は401㎡です。譲渡人は、入善町上野〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は、入善町上野〇〇番地の〇〇さん外1名です。転用目的は「水道管理設用地及び管理用地」で、契約内容は所有権一部移転です。

譲受人の〇〇さん外1名は、現在、申請地の隣に住宅を所有しており、申請地北側の住宅敷地内には、東側の端に水道のポンプがあります。

平成2年に、譲受人の1人である〇〇さんが住宅を建設した際に、東側のポンプから住宅敷地まで水道を通すため、申請地に水道管を埋設しました。

次いで平成7年に、もう1人の譲受人の元住宅所有者である〇〇さんが、さらにその奥に住宅を建設した際、〇〇さんの住宅敷地まで通っていた水道管を延長して申請地に埋設し、自宅まで水道を通しました。この度譲受人の〇〇さんが〇〇さんの住宅を購入したので、今後さらに水道管を延長したいと考

え、今回の申請地での転用申請となりました

農地法の手続きをせずには水道管を埋設し、住宅敷地の一部として利用していたため、今回始末書を添付して申請し、水道管を共同で利用していることから、3分の1ずつ所有権を移転することで、譲渡人の〇〇さん、譲受人の〇〇さん、〇〇さん、の3人の共有敷地とする計画です。

申請地は、水道管理設用地及び管理用地として利用する計画であり、面積は401㎡と必要な面積と認められます。

国が農地法の事務処理上の留意点等を示す技術的指導として制定した「農地法の運用について」の中で示されている農地転用の許可基準に照らし合わせれば、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっておりますが、転用目的が「水道管理設用地及び管理用地」で、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われま

す。申請地は、平成27年10月21日に農振農用地から除外されており、隣接耕作者は申請者本人であり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

以上、1件です。よろしくお願ひします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地を確認を行った委員から補足説明をお願いしたいと思います。

中島茂樹委員

申請者からも説明を受け、現地も確認しました。申請地の水道管は既に埋設済みで、現状は、地上部分は家庭菜園として利用されていました。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

愛場委員

違反転用の申請の場合、始末書を添付するだけで、普通の申請と同じように許可が出るのですか。

事務局

悪意があるものであれば、農地への原状回復命令となります。そうでない場合は、1ヶ月間、許可が延期されます。

議長（鍋嶋 太郎）

他にございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

それでは、これより採決を行います。議案第55号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第4、議案第56号、農用地利用集積計画の決定について及び、日程第5、議案第57号、農用地利用配分計画案に意見を付す件を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

## 事務局

議案第56号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。平成27年11月4日提出、入善町農業委員会会長 鍋嶋太郎。今回は、31件の申請となり、全て農地中間管理事業に関する申請です。従いまして、議案第57号「農用地利用配分計画案に意見を付す件について」を、合わせて説明させていただきます。入善町から提出になった農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、その意見を求めます。平成27年11月4日提出、入善町農業委員会会長 鍋嶋太郎。

農地中間管理事業において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、権利の設定をするときは、農用地利用配分計画を定め、県知事の認可を受けなければなりません。その農用地利用配分計画を定める場合、機構が必要と認めるときは、市町村が案を作成し、農業委員会の意見を聴くものとするとなっております。今回は、件数が多いため地区ごとに報告させていただきます。

まず、新規設定です

飯野地区 2件、5筆、15,037㎡。

横山地区 1件、7筆、13,765㎡。

野中地区 14件、23筆、28,994㎡。

以上、新規の合計は、17件、35筆、57,796㎡です。

続いて再設定です。

入善地区 1件、7筆、14,222㎡。

青木地区 1件、4筆、8,078㎡。

飯野地区 2件、2筆、4,738㎡。

舟見地区 1件、1筆、3,032㎡。

野中地区 9件、32筆、61,212㎡。

以上、再設定の合計は、14件、46筆、91,282㎡です。

新規、再設定合わせて、31件、81筆、149,078㎡です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。

次に、農用地利用配分計画について、県知事が認可する要件の確認ですが、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第1号については、これらの農用地利用配分計画の内容は、富山県が定める農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び農地中間管理事業規程に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第2号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、農用地等について借受けを希望する者として公表されている者であるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第3号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、賃借権の設定等を受けた後において、耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行い、かつ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第4号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、賃借権の設定等を受けた後において行う耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第5号については、全ての案件において、賃借権の設定等を受ける土地ごとに、賃借権の設定等を受ける者の同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件のすべてを満たし、県知事の認可を受ける見込みがあると考えます。

今回農地中間管理事業を活用した利用権に関する機構集積協力金についてですが、県によりますと、平成27年度予算で支払うこととなり、平成28年3月末頃には農家の皆様が受け取ることができるよう手続きを進めていく予定としておりますのでご報告いたします。

以上、よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かご意見等はございませんか。それでは、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。よって、これより本案件の採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第56号、農用地利用集積計画の決定について、及び、議案第57号、農用地利用配分計画案に意見を付す件を、原案どおり決定すること、及び、農地中間管理機構へ提出すること、にご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（鍋嶋 太郎）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等ございませんか。

事務局

富山県農業委員等研修大会についてです。今月16日月曜日の午後1時30分から、とやま自遊館にて、富山県農業委員等研修大会が開催されます。12時に役場正面からマイクロバスを手配して、一緒に現地に向かいたいと思いますので、よろしく申し上げます。なお、欠席される場合及び現地に直接行かれる場合は、事務局までご連絡ください。

次に、入善町農業委員会の視察研修についてです。研修大会と同じ週の20日金曜日から1泊2日の日程です。7時45分に役場前を出発しますので、遅れないようお願いします。また、入善スマートICからの乗車を希望される委員さんがおられましたら、事前に事務局までご連絡くださいますよう、お願いします。

議長（鍋嶋 太郎）

その他、何かございませんか。

（全員 意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

では、他にご意見等がないようですので、これをもちまして第16回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、12月1日 火曜日、午後1時30分から行います。

（閉会 午後2時23分）